

平成20年4月11日から平成21年1月10日までの火薬類取締法関連の改正

○ 経済産業省令 第八十二号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十年十二月一日

経済産業大臣 二階 俊博

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

第一～二条 略

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第三条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の二第二項第一号中「又は寄付行為」を削り、同項第四号イ中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第八十一条の十一の二の表中「社団法人全国火薬類保安協会」の下に「（昭和四十七年四月一日に社団法人全国火薬類保安協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

第八十一条の十一の三第一号及び第四号ホ（ロ）中「又は寄附行為」を削る。

第八十一条の十一の七第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に基づき設立された法人」を「一般社団法人」に改める。

第八十一条の十一の十五第一号及び第四号ホ（ロ）中「又は寄附行為」を削る。

第四～四十九条 略

附 則

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。